平成２３年（フ）第５３４号
和歌山県岩出市山778番地の１　201号
債務者　片山　京子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３６号
和歌山県岩出市金屋65番地の12
債務者　吉川　直彦
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７４号
北海道苫小牧市柏木町６丁目12番19号　ハイツまるいＮＯ119―203号
債務者　富谷　義己
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７５号
北海道苫小牧市柏木町６丁目12番19号　ハイツまるいＮＯ119―203号
債務者　富谷惠美子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２０２号
北海道勇払郡むかわ町福住３丁目50番地
債務者　太田　敬二
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７３号
宮城県遠田郡涌谷町字裏桜町29番地２
債務者　鈴木とし子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第２４６８号
愛知県春日井市町屋町3736　キクヤ春日井店106号、住民票上の住所岐阜県美濃加茂市本郷町８丁目３番25号
債務者　土屋　裕磨
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５８４号
名古屋市中川区戸田明正３丁目201番地　戸田荘33棟107号
債務者　樹神　靖枝
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６２７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄145番地　新栄住宅１―304
債務者　西岡　新一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８９号
愛知県豊明市前後町鎌ケ須1784番地６　カルチェラタンⅢ307号
債務者　後藤　弘樹
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７７９号
名古屋市名東区猪高台２丁目1302番地　東名ハイツ303号
債務者　北村　　章
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７８０号
名古屋市名東区猪高台２丁目1302番地　東名ハイツ303号
債務者　北村　昌子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８２０号
名古屋市南区豊２丁目12番57号　南豊第二住宅１棟1109号
債務者　冨田　三春
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６０号
名古屋市千種区内山２丁目11番24号　第２八幸荘２Ｆ―Ｅ号
債務者　小濱幸三郎
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５７７号
大阪市淀川区西宮原１丁目８番38―402号
債務者　内藤　彰子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７６５号
大阪市都島区中野町５丁目14番６―1302号
債務者　田内まき子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８４０号
大阪市大正区平尾５丁目12番10号　コーポエーワン203号
債務者　増田　修介（旧姓木南）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部